定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。

3　接続料の原価及び利潤の算定期間は、次の各号に掲げる接続料の算定方式の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　実績原価方式　一年

二　将来原価方式　三年

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条　［略］

2　前項の費用は、当該費用を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を基礎として算定する。

一　実績原価方式　接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額

二　将来原価方式　接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定された額

（他人資本費用）

第八条　［略］

［2　略］

3　前項の対象設備等の正味固定資産価額は、当該正味固定資産価額を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　実績原価方式　接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額

二　将来原価方式　接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定された額

［4～9　略］

（接続料設定の原則）

第十一条　［略］

2　前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　実績原価方式　接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値

二　将来原価方式　接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値

［3・4　略］

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条　第四条第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として実績原価方式に基づき設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条　［略］

2　第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第一号及び第二号に掲げる部分（以下「将来原価方式対象機能」という。）の接続料は、将来原価方式を用いて算定する接続料及び実績原価方式を用いて算定する接続料を設定するものとする。

3　将来原価方式対象機能の将来原価方式を用いて算定する接続料（以下「予測接続料」という。）は、三事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。

続会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。

3　接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。

（第二種指定設備管理運営費の算定）

第七条　［同上］

2　前項の費用は、接続会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用を基礎として算定する。

（他人資本費用）

第八条　［同上］

［2　同上］

3　前項の対象設備等の正味固定資産価額は、接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。

［4～9　同上］

（接続料設定の原則）

第十一条　［同上］

2　前項の需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。

［3・4　同上］

（音声伝送交換機能の接続料）

第十二条　第四条第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

（データ伝送交換機能の接続料）

第十三条　［同上］

［新設］

［新設］